

第2 手帳の交付を受けるには

障害のある方が様々な支援を受けやすくするために障害手帳が交付されています。

1 身体障害者手帳

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

身体障害者手帳は障害程度により、1級～6級に区分されます。対象となる障害の種類は、①視覚、②聴覚、③平衡機能、④音声・言語機能又はそしゃく機能、⑤肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑥心臓機能、⑦じん臓機能、⑧呼吸器機能、⑨ぼうこう又は直腸機能、⑩小腸機能、⑪ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、⑫肝臓機能です。

交付申請には、所定の申請書、診断書（申請日から6ヶ月以内のもの）、本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、1年以内に撮影したもの）マイナンバー関係書類（マイナンバーカード等）、及び本人確認書類（マイナンバーカードがない場合は、運転免許証等）が必要です。

身体障害者手帳の交付に関する診断は、身体障害福祉法で指定された医師でないとできません。詳しくは、市町村障害福祉担当課におたずねください。

障 害 種 別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視 覚		○	○	○	○	○	○	
聴 覚			○	○	○		○	
平 衡				○		○		
音声・言語・そしゃく				○	○			
肢 体	上 肢	○	○	○	○	○	○	○
	下 肢	○	○	○	○	○	○	○
	体 幹	○	○	○		○		
	脳原性 上肢	○	○	○	○	○	○	○
	脳原性 移動	○	○	○	○	○	○	○
内 部	心 臓	○		○	○			
	じ ん 臓	○		○	○			
	呼 吸 器	○		○	○			
	ぼうこう直腸	○		○	○			
	小 腸	○		○	○			
	免 疫	○	○	○	○			
	肝 臓	○	○	○	○			

※ 7級単独では、手帳交付の対象になりません。

2 療育手帳

窓口	市町村障害福祉担当課
----	------------

療育手帳は、知的障害のある方のための手帳です。

障害の程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。（平成22年5月31日以前に交付され、平成22年6月1日以降再判定がない場合はA（最重度、重度）、B（中度、軽度）に区分されます。）

判定は、18歳未満の方は、奈良市在住であれば奈良市子どもセンター、それ以外は県こども家庭相談センター（中央・高田）、18歳以上の方は知的障害者更生相談所において行われます。判定は予約制になっていますので、連絡のうえ予約してください。ただし、18歳以上の新規申請については、市・村福祉事務所又は町村役場にご相談ください。

なお、交付申請には、所定の申請書及び本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、6ヶ月以内に撮影したもの）が必要です。

※平成22年5月31日以前に発行された手帳は継続して有効です。

以下この「ご案内」において療育手帳の区分の記載がある場合は、「A1及びA2」は「A」、「B1及びB2」は「B」と読み替えてください。

3 精神障害者保健福祉手帳

窓口	市町村精神障害福祉担当課
----	--------------

精神障害者保健福祉手帳は、障害程度により1級から3級に区分されます。

対象者は、精神疾患を有する人のうち、一定の精神障害の状態のために、長期にわたり日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

交付申請には、所定の申請書、診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）及び本人の写真（縦4cm・横3cm、上半身、1年以内に撮影したもの）が必要です。（写真貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、手帳の写真欄に「写真貼付なし」と表示されます。受けられるサービスに差異が出ることがあります。）

なお、精神障害を理由とした障害年金を受けている方は、診断書に変えて①年金証書等の写し②直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し③日本年金機構中央年金センター等へ照会に関する同意書を申請書に添付することで手続きが可能です。

手帳の有効期間は2年間で、更新される場合には更新手続きが必要です。更新手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

※平成18年10月1日より、特別障害給付金を受けている方も同様に①受給資格者証の写し②国庫金振込（送金）通知書③照会に関する同意書を申請書に添付することで手続きができるようになりました。

※平成26年4月より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、手帳の性別欄がなくなっています。